

障害者生活サポートセンターすばる

利用の流れ

相談支援専門員が計画作成を担当します。

面接

①利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。

情報提供

②当該地域における障害福祉サービス等の提供事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者および家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。

計画原案作成

③提供されるサービスの目標、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだサービス等利用計画の原案を作成します。

計画説明・同意

④サービス等利用計画の原案に位置づけた障害福祉サービス等について、自立支援給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者およびその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。

その他、サービス等利用計画作成に関する必要な業務を行います。

経過の把握

利用者およびその家族と計画書に示された時期に連絡をとり、経過の把握に努めます。

連絡調整

サービス等利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定障害福祉サービス事業者等とサービス担当者会議やサービスの連絡調整を行います。

再評価

利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じたサービス利用計画変更等の必要な対応をします。